

K A I H O U - Y A M A G U C H I



主催:(社)日本歩け歩け協会、伊能忠敬研究会
朝日新聞社

会報

やまぐち



山口県土地家屋調査士会



C O N T E N T S

新年のあいさつ

山口地方法務局長・会長・副会長・公団協会理事長	①
伊能ウォーカーについて	⑦
本部研修会開催	13
支部研修会開催状況	14
『杭の日』無料相談の報告	19
参与職委嘱について（報告）	21
建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る運用基準について	22
士業ネットワーク一斉共同相談会報告（第2回）	24
法務局から会員への周知事項	26
連合会地籍学研修報告（業務担当副会長 山根 勇）	28

会員の作るページ

鳥骨鶏（うこつけい）とともに（山田 勇会員）	30
「アユ」残酷物語（中島順一会員）	31
Y.T.G会ゴルフコンペ開催（磯村美樹会員）	32

事務局だより

会員異動状況	33
会務報告	35
「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」用紙の取扱いについて	36
平成11年度土地家屋調査士試験合格者	36
広報部からのお願い	37



新年のごあいさつ

山口地方法務局長

尼崎 健造

新年明けましておめでとうございます。

山口県土地家屋調査士会会員の皆様には、側面の皆様ともどもお忙やかに西暦2000年代最初の輝ける新年をお迎えになられたことと存じます。どうか、この新しい年が、皆様方にとりまして平穏で幸多き日々でありますよう心からお祈り申し上げます。

さて、過ぎる平成11年は、国内外ともに実に多くの出来事があった一年であります。国際的な地域紛争は、依然として深刻な状況を呈しており、さらに大地震などの災害が多発した一年でもありました。また、国内的にも、バブル崩壊以来長期にわたって続く景気の低迷は、若干の改善の兆しが感じられるとされるものの、依然として景気回復の足音は遠く、私たちが取り扱います登記事件も同様であります。皆様方の受託事件も全体として減少傾向を示していることが伺っているところであります。1日も早く経済活動が活発になり、我が国全体の景気が回復することが待たれるところです。このほか、金融不祥事の横濱や高い失業率、あるいは、まったく思いがけないような残忍な事件の発生などもあります。

公務に関するところでは、これまでの粗雑機微や行政手法等についての厳しい見直しが行われ、具体的に行政改革や司法改革などが実施されようとしております。

ところで、昨年1年間の私たちの局務運

営に関して申し上げますと、公務に対する厳しい規制での各種見直しや行政サービスの改善を求める国民各位からの要請が強まる中、皆様方の御理解と御支援によりまして、全体として順調に進捗してまいりました。心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本年も多くの方々と取り組んでいくことになりますが、私どもいたしましては、高度情報化社会における法務局の行政サービスの在るべき姿を視野に入れた各種施策に取り組んでまいります。これらの施策の実現のため、法務局の能力を挙げて取り組んでまいる所存であります。山口県土地家屋調査士会の皆様方の御協力が是非とも必要であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

今年の干支は「辰」です。

何かしら奮い立つような、そんな活力みなぎる予感が感じられるところであります。折しも、本年が土地家屋調査士制度創設50周年の記念すべき年に当たりますことから、皆様方の本年に寄せられるいろいろな思いにもひとしお強いもののがおありのことではないかと思います。土地家屋調査士制度が国民各位から一層信頼される制度として充実発展されますよう、東川会長をはじめとする役員皆様を中心とした会員皆様方のさらなる御活躍を心から期待申し上げまして年頭に当たってのごあいさつといたします。



新年のごあいさつ

山口県土地家屋調査士会 会長

乗川 良介

平成12年庚辰の新年を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

今日は20世紀最後の年であり、また土地家屋調査士法制度制定50周年の節目の年を迎えました。

制度制定50周年事業の一環として全国で展開している伊龍ウォークも昨年1月東京をスタートし、いよいよ本年4月下旬から5月上旬には広島会から我が山口会が引継ぎを受け山陽路を通り福岡会へとバトンタッチをし、同10月には再び福岡会より引継ぎを受け山陰路をウォークして島根会へと引継ぎ、丸々一年をかけ西暦2001年1月1日には全工程を終えゴールの東京に到着するという雄大な計画が立てられ実行に移されています。全国で50会が協力を上げ参加し、各地で制度のPRに力を上げていると聞き及んでいます。

山口会においても広報誌を中心として計画立案中であり皆様に協力のお願いをいたすことになりますが、各地を通過するとさは地元会員の雄大なる協力と参加をお願いしております。また本会においても制度制定50周年記念事業の実行委員会も組織し、これを期にPR活動と区切りの記念事業も実施して参りたいと存じています。

規制緩和、行政改革の進む厳しい社会情勢の中ではあります。社会の流れに沿って制度が生き残る為には、まず国民に組織を認識していただき国民の立場に立って信

頼される業務を行うことから制度の充実が始まると思います。

事務所形態の改善、各士業間の連携問題、譲受船団型から自己責任型への変化等々社会は大きく変化しようとしています。

今こそ一丸となって研鑽を積み、社会から信頼と制度の理解を更に深めていただく努力をして参らねばなりません。

今期はその最も良きチャンスでもあり正念場でもあります。一致団結して50周年を迎えると共に法2条業務を中心として表示登記の完全なる実施と制度の発展と充実の為の年となることを念願するものであります。

会員皆様の賜かりご協力を切にお願いし、残す1年数ヶ月の任期を有終の美をもって終えるべく役員一同頑張っていますので重ねてお願いすると共に、会員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念し新年のごあいさつといたします。





新年にあたって

副会長瀬口潤二

2000年といふ区切りの年の幕開けです。

金融の再編成、大企業の合併吸収、雇用制度の転換といった大きな波が日本全土を揺るがしています。

今まで常識とされてきたことが、すべてにおいて再検討されています。

身近なことで言えば、法務局の新規会員登記簿のコンピュータ化が後数年で完了してしまいます。

我々の事務所から、インターネットで全国どこでも原本が即時に交付受取できるようになります。

これが、「夢」ではなく、スケジュールにのって進行中であることに驚くばかりです。

これらのシステムが進んでいけば、事務所から、全国どこの法務局への登記申請が、インターネットで可能になることを意味しています。現在、規制緩和とか行政改革といって論議されている資格業への見直は、このような将来の社会構造からかたられていると思います。

監視指導する〇〇士、債務超過を見抜けない〇〇〇〇士、保険金不正請求の〇〇士などなど、新聞の見出しありました。

依頼者の言いなりになって「コマネズミ」のように働くことではなく、市民から見て、「何が提供できる」資格者なのかという視点が必要なのです。

規制緩和の論議は、新しい社会構造に必要な規則を考え、国際化、情報化といった

社会構造の障害になる「古い規則」「古い法律」「慣習」といったものを捨て去る準備をしていると捉えているべきです。

官序と民間の距離感も大きく変化しています。

会員一人一人の日常の業務姿勢を、社会が監視していることを意識し、微妙なバランス感覚で土地家相調査士会の運営が求められていらざります。

最後に会員皆様にとって飛躍の年になることを祈念いたします。





新年のごあいさつ

副会長 三好一敏

新年あけましておめでとうございます。景気が底打ち緩やかな回復傾向にあるといわれるものの、我が調査士業界にあっては依然長い暗いトンネルが続いているような感じがするのは私だけでしょうか。しかし一部の業種で明るさが見え始めたことだけでも昨年のお正月とは異なる感がいたします。今年は平成12年というよりも2000年という西暦読みをすることの方が多いように思いますが、2000年節目の年は土地家屋調査士制度50周年にもあたり50年間の総仕上げの年でもあります。会員の英知を結集しての総仕上げの成果を期待いたします。

今年の大きいイベントの一つに50周年事業の一つでもあります、全国の津々浦々を「平成の伊能忠敬ニッポンを歩こう21世紀への100万人ウォーク」と銘打って行われており、我が山口会の会員も本事業に積極的に参加され、また職場のレクレーションに取り入れられたり家族の絆を深めるきっかけづくりに利用されたり、親しい友人たちに呼びかけられ仲間同士のコミュニケーションの場とされることを期待しております。伊能ウォークが4月の下旬から5月の上旬に岩国～下関間の1回目と、10月の中旬に下関～萩・阿武の2回目とそれぞれコースが変わりますが季節的に最も最も恵まれた時期に山口県を通過いたします。伊能ウォークへの参加と参加者のサポート、地図展の開催等我調査士会が受け持たなければ

ならない部署が広範囲にわたるため多くの人手を必要といたします。全会員が何らかの関わりを持っていただき本事業が成功裏に終わることを企てております。

また新会館の一角に50年間眠りに入り、調査士制度100周年で開封されるタイムカプセルを埋める予定にしており、その中へ入る物にあっても全会員の参加を期待しております。50年後の壮大な夢をタイムカプセルに託してみませんか。今年1年よりしくお願ひいたします。





新年のごあいさつ

副会長 山根 勇

新年あけましておめでとうございます。
2000年の新年が制度制定50周年の年ともなりました。

新しい年を迎えるにあたり、会がおかれていたる立場、何をするべきか、その思いを述べたいと思います。

今、土地家屋調査士に求められる社会的役割が急速に拡大、質的に変化しようとしている中で私達土地家屋調査士が専門的職能をアピールしていくにはさらなる自己研鑽は欠かすことが出来ないと思います。

規制緩和3か年計画の中で16項目について12月中に第2次見解が出され、平成12年度中に結論を出し平成13年度中に見通措置を講ずるとなっています。

今、まさに資格制度が問われている中で、いかに土地家屋調査士としての専門的独立性が打ち出せるかが問われています。

土地家屋調査士が作成する地籍面積図はいかに一等地の位置の特定、筆界の復元能力を満たすために、公共基準点を含めた既知の測量成果を有効に活用していくことを研修項目にしていきたいと思います。

地図に表れる基準点が必ずしも十分でないという今の現実がありますが、これを捕らるものとして現地をいかに特定していくか避けられない問題ですが、全員に事務取扱要領を徹底していただくための研修を考えていきたいと思います。

地籍調査は言うまでもなく表示登記と密

接にかかわっていますが、今第3次国土調査事業十か年計画が検討されており、地籍調査の具体的促進方策として土地家屋調査士を活用することが国土庁によって具体的に検討されています。

(基準点測量は地理院が行い、一等地調査測量を調査士が行う)

又、一方で自由民主党法務調査会司法制度特別調査会が「裁判外紛争解決制度」について検討すべき提言を行い、法務省が検討を行っている状況です。

2000年中頃には調査会の取りまとめ日程とされており、山口会においても現在懇親会を設置しています境界確定委員会を早急に組成して、境界確認における判断能力を高めていくための境界に関する理論、歴史等について研修事業を行うことを目標に組織に向けて努力していきたいと思います。

連合会では昨年11月に第1回地籍学の研修を開催されました。「国際地籍調査学会」では土地家屋調査士が招待され発表もされたようです。さらに連合会が中心となって地籍学会を設立し、地籍学の専科大学の設立の夢もあるというお話をされておりました。

それは現実にはそう遠くない夢かも知れません。それは夢として、今現実に目を向け少しづつ出来るだけの努力をしていきたいと思います。



新年のごあいさつ

山口県司法書士会連合会議員会議長

水 津 久太郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。手素より公職協会の運営につきまして、深く御理解を惜かずご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年はご承知のとおり日本経済は回復に向かい一つあるとされながらも、自動車業界においては組織の効率化などのリストラが行われるなど多事多難な1年でした。

本連合会議員会をこれまで社会情勢についても、改革闘争法が昨年成立し行政改組や現物給付も活況になり、地方分権の一環により遠隔地公共物の市町村への譲与に係る事件等今後検討課題とされています。

このような状況を踏まえ、時代の要請に的確に対応出来る体制に務めて社会に貢献されますことを期待いたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。





伊能ウォークに参加しよう

伊能ウォーク急接近

広報部長 打越充浩

21世紀は「歩けの時代」といわれています。高齢化時代がくる中、市民のするスポーツの中でも、ウォーキングが最も身近なスポーツであることは間違ひありません。

1800年、伊能忠敬は55歳を契機に日本地図を作るための旅をはじめました。17年間、71歳になるまで歩いた距離は地球1周分の4万4千キロになるといわれています。

1999年1月25日から21世紀の幕開けとなる2001年元旦までの約2年間、日本全国を一筆書きで歩きます。忠敬が測量をはじめて200年にあたる時に、全都道府県の総延長約1万キロを後世の人間がたどる—そこには3世纪にまたがるロマンが感じられることと思いまます。

この壮大なスケールの企画に、日本全国から述べ100万人のウォーカーを集めます。

21世紀最終の日本の素顔を、歩きながら見極め、21世紀へのメッセージにしたいと考えています。

（「伊能ウォーク」企画書はじめにから）

連合会会報で毎号報じられている「伊能ウォーク」が本年4月に山口会に入つて来ます。

土地家屋調査士会として全面支援をしていきますので、各会員におかれましても御協力をお願いするものです。

「伊能ウォーク」とは

朝日新聞社（創刊120周年事業）、日本歩

け歩行協会、伊能忠敬研究会が主催し、特別協力として建設省国土地理院、協力として土地家屋調査士などが実行しているものです。日本を5ブロックに分けて東京を1999年1月25日スタートし、2001年1月1日に東京にゴールするまで576日を要する壮大な計画です。

山口会には第4ステージ（2000年4月25日から5月8日）と第5ステージ（2000年10月8日から10月19日）の2度通過します。

グループ構成

伊能本部隊員：全行程約2年間1万キロを歩きます。（約20名参加）

伊能ステージ隊員：各ステージごとに歩く
伊能エリア隊員：数日間や県単位のコースで歩く

伊能デーリー隊員：行程の1日を歩く

山口会としては、エリア、デーリー隊員として参加し、1日に20~30キロを歩きます。（A市役所からB町村役場）

この時に、休憩点でのお茶のサービスが土地家屋調査士会の担当です。各支部を通過する時はウォークの参加及びお茶のサポートに全支部会員の協力を求めるものです。

“後からしっかりサポート、さりげなくPRし大いに楽しむ”



伊能ウォークで歩くルート



大会ウォーカー（県大会）

毎日の歩行とは別に一種の祭りを行います。当日会場で参加者を受付けて「伊能ウォーク」をPRするものです。

この参加及びお茶のサポートも土地家屋調査士会として協力します。

山口会では防府市（4月30日 日曜日）、下関市（5月7日 日曜日）、山口市（10月15日 日曜日）の3回です。

伊能図展

県大会の日に土地家屋調査士会が主催するものです。後援として建設省国土地理院。

連合会が復刻した伊能図（大図1／36,000、

中図1／216,000、小図1／432,000）、伊能忠敬が使用した測量器具の写真などの展示。

また、地理院が「伊能ウォーク」と連動して「ふるさと発見伊能忠敬道中地図コンテスト」を実行。「伊能ウォーク」で歩くコースの通過する市町村を描いた手作り地図、絵地図を募集し、その入賞作品を展示します。地理院提供の日本立体図もあり、伊能忠敬の測量技術の精度、大図の精密さを一般、ウォーク参加者に見てもらうものです。

三才圖會卷之三

伊能中図複製版を制作

伊藤ウオーグは、北陸から近畿へ入り10月15日現在滋賀県を通過していきます。これまででの東日本大震災の時の運用では、西日本での展示会への関心は薄くなるのですが、株式会社のサポート意識が半減しないか?などいろいろと考え合わせた結果、運営会では岐阜山形財團で協力を得て、伊藤忠翁研究会と共に、伊藤忠翁の複製版を製作し、10月16、17日の光輝市からこの伊藤忠翁の複製版を展示することにしました。

なお、中国の原本はもとより複数抄本が現存していますが、漢文や和文の刊行年を考慮して複数抄本に分類して作成しました。

伊能中國

(大日本帝国再地索回「中國」軍事委員會一個月

（二）利用回数：成田山高輪駅前地区の歩行空間「駅本町通り」の往来回数を算定した次のとおりです。実際の歩道は歩行者歩道と並んで、天端は車道部分を走り、歩行者歩道を歩く人々でいっぱいです。JR成田駅北口、西口、東口、南口、新幹線口に加え、成田市内駅前歩道は歩行者歩道で構成されています。一方では、駅周辺歩道空間が歩行者歩道化され、駅周辺歩道空間の歩行者歩道化率は約80%、一方で駅周辺歩道空間が歩行者歩道化されていない歩道、駅周辺歩道空間の歩行者歩道化率は約20%です。

（如图所示）：假设点P在直线l上，那么一定

— 10 —

また、現在貴國海軍水雷部が所蔵しております伊勢小綱の複製パネル「支那より（志千縄小）」を、伊勢市歴史研究会の協力で中井上井に展示いたします。

伊班·巴图鲁

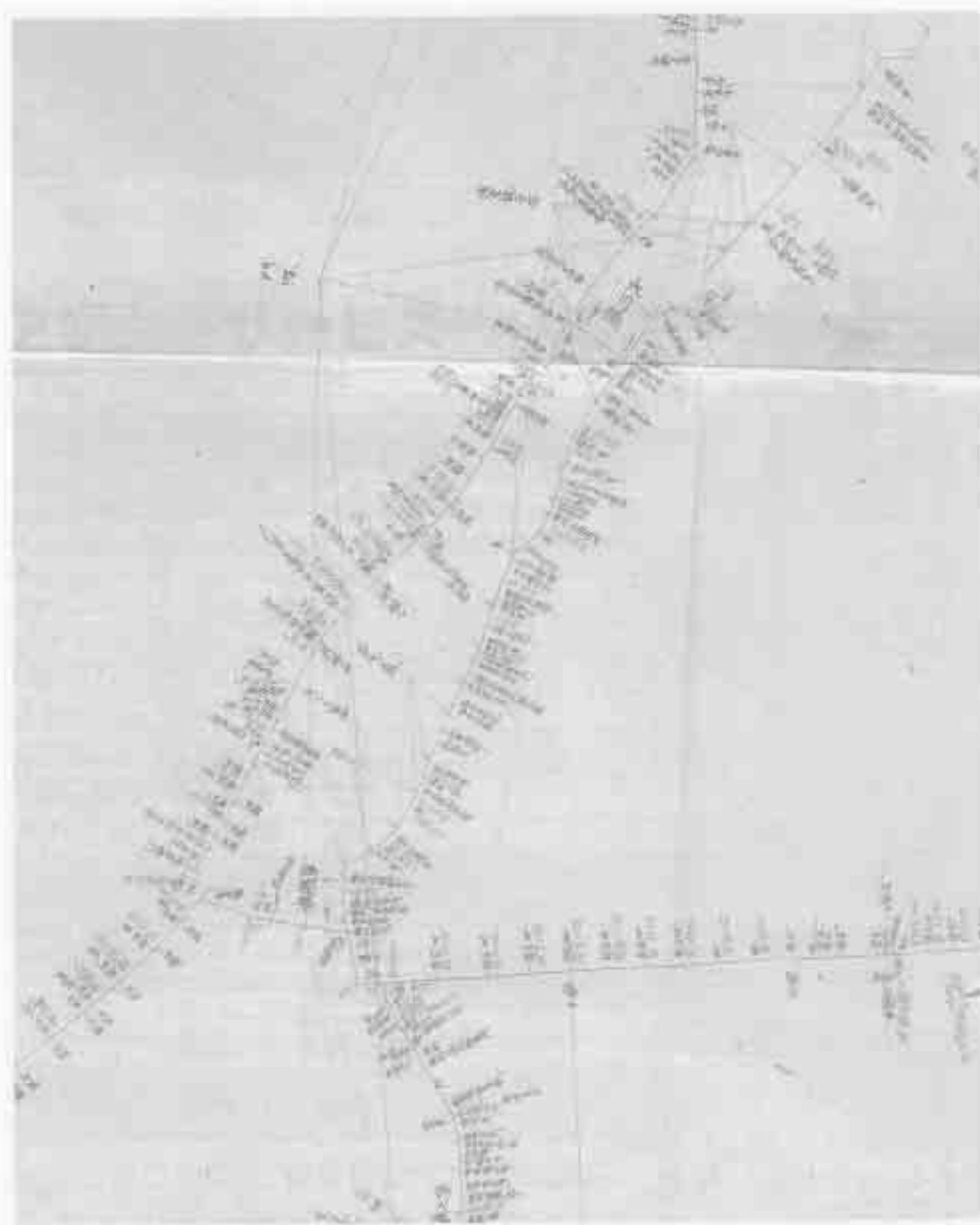
2005年4月26日付提出しているもの、同様に「4月21日100
人」の表記がある。この表記は、該表記の計算に手元用紙の利
用結果にて上記の小学校園団体に対する認定の算出が必ず読み取
れる。認定を申請する際によく見出す該表記は、認定申請にて書か
れた「4月21日100人」の表記と全く同じ形で記載するのである。
認定申請にて書かれた「4月21日100人」の表記は、該申請にて書か
れた「4月21日100人」の表記と全く同じ形で記載するのである。

高橋が最初に見つけた手帳は、アーネストのもので、一
度手渡し。本業洋式文具店で、用紙販賣はしてゐて
いた。三四、五五、精興社書道などは、ついでに併社
したもの。

同时二三线城市的房价也进入到了一个相对较高的水平。而由于一线城市房价的上涨，使得二三线城市房价的上涨幅度也越来越大。

半端が公開される機会がなかなかない。実物とほぼ同じこれら伊藤清の複製版を。しかも大・中・小冊一冊に複数で見るこの複合は、一般の方はもとより、金賞に至っても非常に貴重であるなどといつても過言ではないません。

サポート隊として伊勢崎総證實にたずさわる旨
を、是非、おしみながら、お知しましょう。



使用承認済 (伊能記念館)



〒153-0042 東京都目黒区青葉台4-9-6 (財)日本地図センター内
「ふるさと発見伊能忠敬道中地図コンテスト事務局」あて
電話03-3485-6615・6619 FAX03-3485-6616

当日できれば「お隣共でチケイズ」、「無料登記相談」事務局、子間、山口文部の企
画委員会のアイデアで土産販賣者士を大いに活用していただきたいと思ってい
ます。

昨年12月には劇団脚本家が「伊能忠敬物語」人生を二度生きた男と題して、出版
加藤、剛で新国立劇場にて公演がありました。「伊能ケータイ」もリビーチーの参加
が多くなったと聞きます。

日頃個人プレーが多い脚本の上原家田舎者士ですが、サポートウェブーにのほり
笑を持って、春と秋、季節は最高!心地よい行を全員で楽しめよう。



平成11年度第1回本部研修会開催

業務部長 大森正秀

今山口会では境界鑑定委員会の組成に向けて山根副会長以下業務部全員が準備委員となって活動を行っています。

そのアプローチとしての研修会を下記のとおり行いました。

日時：平成11年10月15日全

午後1時～午後5時

場所：山口県土地家屋調査士会館3階会議室
講師：大阪土地家屋調査士会

副会長 井畠正敏 様

業務部長 西田 寛 様

境界鑑定委員会委員長 正 俊朗 様

内容：境界鑑定への道

(1)正 俊朗境界鑑定委員会委員長による大阪会の境界鑑定業務の取組みについて

平成5年より準備に入り、平成7年に土地問題研究機構を作り、平成8年に境界鑑定委員会を発足した。平成9年から10年にかけて鑑定人養成講座を計12回ほど会員の自己負担で研修を行った。

大阪会1100人のうち境界鑑定の登録会員は180人であり、平成11年度から中級講座に入って、専門の研鑽を重ねている。

(2)西田業務部長及び井畠正敏副会長の講義

各単位会にも派遣講師として積極的に出かけており、宮城会、滋賀会、京都会、和歌山会、愛媛会、島根会、鹿児島会、今回の山口会、と研修を行っている。

①土地家屋調査士は日常の業務自体が境界

鑑定業務で、積み重ねられた経験と職能をもつ機関は我々以外にはいない。

②一部の土地家屋調査士が当事者の方または弁護士から境界鑑定を依頼され、実績を上げているが、我々の目指しているのは裁判官の補助としての境界鑑定（公的鑑定人）である。

③境界紛争の解決には公法上の境界を確定する境界確定訴訟と、所有権を確認する所有権確認訴訟の二通りの方法がある。境界確定訴訟において係争当事者は公法上の境界について処分権限を有せず、これは裁判官が決めるもので、そのため境界確定訴訟では認諾・請求の放棄・調停はできないが所有権確認訴訟ではできる。

(3)受講後の感想…

平成10年4月23日に自民党司法制度特別調査会から「新たな裁判外境界紛争解決制度」が提言され、法務省も制度の創設を検討しております。（連合会会報No499号）その中で地図や地域の実情に詳しい境界問題の専門家として、登記官・土地家屋調査士が紛争解決に主たる役割を果たすこと。と書かれてあります。土地家屋調査士が高次元、広範囲に社会に活用され信頼を得るには大阪会のように体系的な研修を積み重ね、実力を蓄えておく必要があると痛感し、土地家屋調査士の実力が試される時が来たと思わざるを得ません。

防府支部第1回研修会報告書

防府支部 松田光則

防府支部平成11年度第1回目の研修会は、7月2日の金曜日午後3時から5時まで研修、5時30分から7時30分まで情報交換懇親会という日程で行いました。

内容は、講師に1級建築士を招き、事前に打ち合わせをして、建築基準法上の種類、構造、床面積、主と附の間隔と登記法上のそれを対比しながら講義してもらうよう

お願いしました。新建材、道路、検査証等についても講義を受けました。また、防府支局の有吉登記官に出席していただき、助言を頂いたことは良かったと思います。研修会場は玉泉湖温泉といつて風呂とサウナがあり、研修後は風呂でさっぱりして懇親会に出席された会員も数名おられました。

防府支部第2回研修会報告書

防府支部 林俊男

第2回の研修会を下記日時場所にて行いました。講師に依頼したライカジオシステムズ株式会社より最新のTSをデモしてもらいました。カタログよりの情報と違い、実物の動き、機能の素晴らしさに、近年の測量機器の進歩を感じた一時でした。

特筆すべきは、一对回観測を機器が自動的にすることで、これからの測量は、ワンマンの時代かと感じ入った次第です。

研修の後、会場を移して懇親会をし、業務の情報等を交換致しました。

- 記
1. 日時 平成11年12月11日 土曜日
14時30分より17時00分 研修会
17時30分より19時30分 懇親会
 2. 場所 玉泉湖温泉
防府市大字佐野
 3. 研修内容 測量機器について
 - イ. ノンプリズム光波
 - ロ. 自動規準、自動追尾光波
 4. 講師 ライカジオシステムズ株式会社

電子メールを楽しもう

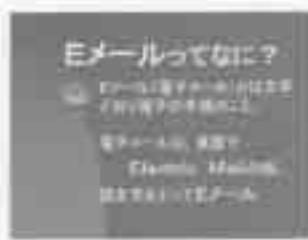
中山支店 戸倉茂雄

電話網の急速により手紙はホントに書かなくなりました。どこにいても全てが携帯電話で足りてしまいます。そんな時代で日頃、ふと心に残った事柄やささいな出来事はどんどん省略されていきます。電話では伝達事項を簡単にして伝えられます。会話の連絡等も十で電話で聞いたあとに手紙やFAXでうけとるので、おざなりのあいさつ文なんかは読まれないことがわかりています。そこで、季節のあいさつや文章に凝ることもなくなりました。文筆を書くことが苦手な私にとってはうれしい事だったような気もしますが…

でも、時代はどんどん進みます。電話の後退とともに手紙の奥深さもFAXの便利さもす

べて飛んでしまった。音や画像さえも送れる電子メールが登場してしまいました。そこで、8月21日に開催された中山支店の研修会のテーマは「電子メールを楽しもう！」研修会につけ焼刃で準備した資料は以下のとおりです。私も資料を作成しながら知った事も多く、中身を充実するところまではできなくて申し訳なかったのですが、電子メールに詳しい鶴井会員、藤井会員に助けられて無事終了することができました。

発光と同時に隠密化していくパソコンですが、日常生活でこれだけ利用している我々こそ、そのおもしろさを理解し、日々の暮らしの中でごく普通の感覚で使っていただきたいですね。



研修会の実施について

山口支部長

渡邊 満洲生

第1回研修会

1. 日 時：平成11年10月22日(金)
午後6時～午後8時
2. 場 所：山口県土地家屋調査士会館
3. テーマ：「公団の諸問題」
4. 講 師：山崎耕右先生（元広島法務局人権擁護部長）
5. 参加人員：20名（会員数37名）

第2回研修会

1. 日 時：平成11年11月19日(金)
午後6時～午後8時
2. 場 所：山口県土地家屋調査士会館
3. テーマ：「登記所備付地図の諸問題」
4. 講 師：山崎耕右先生（元広島法務局人権擁護部長）
5. 参加人員：21名（会員数37名）

我々、土地家屋調査士の業務は公団から始まると言っても過言ではなく、特に今回の研修では、見識の深い山崎先生に公団についての講義をお願いしました。

山崎先生から、各地の法務局で経験された公団にまつわる話や、公団が作成されるまでの歴史的な背景などの話を聞き、出席会員は、大変勉強になり有意義な研修でした。

そして先人達のここに至るまでの並々ならぬ労苦を考えると、改めて公団の重みを考えさせられました。

また、山崎先生が執筆に関わっておられる「法務局備付け公団の沿革」（平成7年6月10日、財團法人民事法務協会発行）の164頁の次の欠落部分、第21条から第31条（第32条はなし）の欠落部分の資料の提供を受けました。



支部研修会開催状況

11年岩国支部研修会報告書

岩国支部企画委員

沖 広 哲 裕

平成11年 研修会開催日

	開催日	テーマ
第1回	平成11年5月29日(土)	①支部会員と法務局との協議要請、提案 ②調査士法19条問題
第2回	平成11年8月7日(土)	GISビジネスへの展望 ①測地成果2000 ②建設CALS/EC ③GIS
第3回	平成11年12月4日(土)	①地籍問題研究講座 ②調査士事務所の電子化処理の実際 (事件の受託から年計報告の一連処理)

萩支部研修会を終えて

萩支部長 河 内 浩 己

平成11年6月24日

法務局と「登記業務に関する問題点」について協議会を開催した。

平成11年9月18日

GPS測量の事前準備として国家基準点及び新点の選点作業を行った。

平成11年10月16日

税理士の田辺理様、岡村節子様を招いて資産税についての研修を開催した。

いずれの研修会も多数の会員の参加をいただき、充実した研修となつたと思う。

宇部支部第1回研修会

宇部支部 塙 生 正 行

昨年10月15日㈮、宇部地方合同庁舎共用会議室（5階）において、第1回支部研修会として「コンピューター化に伴う諸問題」と題し、司法書士を含む多数の参加者のもと、現在及び今後の登記実務の諸問題について、数々の疑問点が解消され大変有意義な研修会となりました。

冒頭、上原支局長より今回の開催に至った経緯の説明があり、藤本企画委員長より講師の紹介の後、会に入りました。

宇部支局登記相談官である竹内基晴さんを講師としてお請いし登記全般から細部の実務に至るまで熱心な講義をいただき、最

後は質疑応答によりこの研修会を終えました。

竹内登記相談官には会員一同大変感謝を申し上げる次第です。



宇部支部第2回研修会

平成11年12月5日㈯。今回の研修会は時間を変えて、安全管理をテーマとして研修を行うこととなり、我々自身の安全管理ということで、心と身体の健康について研修することにしました。

講師として、心療内科及び神経内科を専門としておられる医療法人社団土屋医院の土屋公徳院長を招き開催した。

尚、司法書士会宇部支部からも参加者がいた。

「人は心の不安定から身体に変調をきたすことがあります。疾病から心の不安を招くことがある。」

「又、不安全感・恐怖心というものは身体を守るために必要であり、これらを感じなくなるということは身体的・精神的に危険な状態に陥ってしまっている可能性があ

る。」等々我々にも理解しやすく講義をしていただきました。

以上のように心と身体は密接な関係にあり、我々は心をいかに安定させるか、ひいては「心とからだ」をいかに健康的に保つかということについて、業務の手を休めて



平成11年度第1回研修会実施報告

下関支部企画委員

宮崎幸三

去る平成11年10月15日・16日の両日、下関市みもすそ川町の国民年金保険センター「源平荘」に於いて、本年度第1回宿泊研修会を開催し、出席者48名（内宿泊者35名）の高出席率での研修会となりました。

議題その1については時期的に少々遅ましたが、前年度からの予定課題となっていました「国有財産管理事務の手引の改正点及び事務取扱いについて」ということで、下関土木建築事務所維持管理班から田邑・磯村様両職員を講師としてお招きして、主に実務処理について当支部と細かい点まで申し合わせ確認が出来たものと思います。

議題その2については「時効取得と調査士業務」ということで、地元下関の今村弁護士を講師としてお招きして時効の基本概念・最近の取得時効事件の判例について講

義をしていただき、我々が日常あまり耳にしない話を聞くことが出来た様に思います。

議題その3は「最新型測量機器の実演」で、測量機器メーカー2社に御協力を頼りし、ノンプリズムトータルステーション及び自動追尾機能はトータルステーションを使い測距精度の確認実験、自動追尾による測量及び逆打ち実験等を行い、出席者の関心の高さを垣間見た様に思います。

以上の様な内容で2日間の宿泊研修を無事終了致しましたが、早速第2回研修会の段取りや、下関法務支局の測量実習の協力業務等で一息つく間が無い状況ですが、せっかく第1回研修会にて多数の出席者が得られた結果を無駄にしない様、まずは、参加することが大切だという雰囲気を大事に今後も活動したいと思っています。

『杭の日』無料相談報告

防府支部企画委員

林俊男

『杭の日』

9月1日(木)9:00~15:30、山口地方法務局防府支局で実施しました。当日は朝から雨模様で、相談者が何人有るか心配したのですが、午前8人、午後4人の計12人の相談者を数えることができました。

今回は、地元新聞と新聞折り込み広告に掲載したのですが、広告を見て来場した方が多く、広告効果に今更ながら感心した次

第です。

今回は、「杭の日」ということで、テーマを絞った案内ですので、専ら境界に関する相談に終始いたしました。

去年に引き続き今年も相談員として相談に当たりましたが、この経験が日常の境界立ち合いのテクニックにおおいに役立つと思いますので、業務に関心の向きは、相談員として参加されたらと思った次第でした。

「杭の日・登記無料相談会」の報告

下関支部企画委員

宮崎幸三

平成11年9月1日(土)午前9:00~午後4:00まで予定通り下関市役所本庁1階ロビーにて登記無料相談会を開催し、9名の相談に応じました。

相談内容の主役は境界に関するもので、国調成果に起因する境界争いの解決方法をはじめ、地積測量図は存在するが現地に境界標が無い為にどうやって自分の境界を知り得るのか?...、又境界標を埋設したいのだが、どういった手続きを取って埋設すれば良いか?等々であった。その他、数年前に土地家屋調査士に境界確定業務を依頼したが、根拠したまま何の説明もないでどうすれば良いか?と言う様な返答に困ってしまう内容のものもありました。

以下、相談会を通して気付いた事を少々述べさせていただきます。

まず第1は相談会を知った情報経路で一番多かったのが新聞広告であり、ポスター掲示の効果が非常に薄いと思った事。第2は登記無料相談会と銘打っていることで一般市民にとって身近に感じられないのではないか...、思い切って分かりやすいタイトルで例えば「あなたの土地の境界に関する何でも相談会」のようなものが好ましいのではないかと思った次第です。



（以下、相談会の実際の内容や問題点などは、この文書では省略されています）

境界のことなら土地家屋調査士へ

お問い合わせ
電話番号：080-5555-1234

（右側に複数の地図や建物のイラストが並んでいます）

9月1日は「杭の日」です

9月1日には、中央地内埋設がありますか？
土地の境界が不明で、明確でない場合はどうしますか？
あなたの土地の境界を「杭」として、中央地内埋設しますので、
地主にご相談ください。

● 1号	2号	3号	4号
● 5号	6号	7号	8号
● 9号	10号	11号	12号
● 13号	14号	15号	16号
● 17号	18号	19号	20号
● 21号	22号	23号	24号
● 25号	26号	27号	28号
● 29号	30号	31号	32号
● 33号	34号	35号	36号
● 37号	38号	39号	40号
● 41号	42号	43号	44号
● 45号	46号	47号	48号
● 49号	50号	51号	52号
● 53号	54号	55号	56号
● 57号	58号	59号	60号
● 61号	62号	63号	64号
● 65号	66号	67号	68号
● 69号	70号	71号	72号
● 73号	74号	75号	76号
● 77号	78号	79号	80号
● 81号	82号	83号	84号
● 85号	86号	87号	88号
● 89号	90号	91号	92号
● 93号	94号	95号	96号
● 97号	98号	99号	100号

9月1日は「杭の日」です

9月1日には、中央地内埋設がありますか？
土地の境界が不明で、明確でない場合はどうしますか？
あなたの土地の境界を「杭」として、中央地内埋設しますので、
地主にご相談ください。

● 1号	2号	3号	4号
● 5号	6号	7号	8号
● 9号	10号	11号	12号
● 13号	14号	15号	16号
● 17号	18号	19号	20号
● 21号	22号	23号	24号
● 25号	26号	27号	28号
● 29号	30号	31号	32号
● 33号	34号	35号	36号
● 37号	38号	39号	40号
● 41号	42号	43号	44号
● 45号	46号	47号	48号
● 49号	50号	51号	52号
● 53号	54号	55号	56号
● 57号	58号	59号	60号
● 61号	62号	63号	64号
● 65号	66号	67号	68号
● 69号	70号	71号	72号
● 73号	74号	75号	76号
● 77号	78号	79号	80号
● 81号	82号	83号	84号
● 85号	86号	87号	88号
● 89号	90号	91号	92号
● 93号	94号	95号	96号
● 97号	98号	99号	100号

山調発第167号
平成11年12月25日

会員各位

山口県土地家屋調査士会
会長 乗川 良介

参与職委嘱について（報告）

平成11年10月5日の理事会で、下記の会員を参与職（平成13年度定時総会の日まで）に委嘱したので報告いたします。

記

1. 山崎耕右（平成11年6月1日入会）

経歴 山口地方法務局 昭和28年採用、

ク 平成4年退職

民事法務協会 平成11年退職

表示登記官第1号

昭和47年小郡地区の第1回目の17条地図作製責任者

「公園の沿革」等の著者

民事法務協会広島支部長

以上

山崎耕右会員は、山口地方法務局の第1号の表示専門官であると共に、公園の沿革を研究し、全国の不動産表示登記に多大な貢献をしてきた。なお、45周年記念の境界標キャンペーンには、講師として講演されたように、現役時代から、山口県土地家屋調査士会へ数々の提言をいただいている。

現在も、民事法務協会を通じ、民事局国土庁等法務行政分野にも多大な知人を持ち、会長を側面から補足し、山口県土地家屋調査士会の強化に必要不可欠な会員であるので参与職に委嘱をした。

ビデオ貸出について

平成11年度本部研修会「境界鑑定業務への道」を記録したビデオができました。希望者には貸出しをいたしますので、事務局まで連絡して下さい。

建築基準法第43条第1項ただし書許可に 係る運用基準について

山口県土木建築部建築指導課課長補佐

藤井正昭

建築基準法第43条本文に、「建築物の敷地は、道路に2メートル以上接すること」と規定されており、省令基準は、それに適合することにより確保される市街地環境と同等の水準が確保されることを基本として定められたものである。従って、同条第1項ただし書の規定による許可はあくまでも例外的に適用するものであり、適用に当たっては、建築物の用途、規模、位置及び構造等を勘案し、交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無について審査する必要がある。

そこで、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとする最低の基準が下記の運用基準であり、省令の各号ごとの許可対象及び許可基準のすべてに適合するものは建築審査会に付議することができる。

この運用基準は、原則として、建ち並びのある1.8m以上の通路又は道に接する敷地における住宅程度の建築等を想定した基準である。

また、1.8m未満の通路に接する敷地については、原則として、建替等（建替、増築、大規模の修繕、大規模の模様替及び移転をいう。）の場合を許可対象とし個別に判断することとする。

なお、この運用基準は許可対象の目安として定めたものであるので、許可申請に当たっては事前に各土木建築事務所又は下関市建築指導課と十分協議して下さい。

この運用基準は、平成11年5月1日より施行する。

記

第1

省令第10条の2第1項第1号

その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。

運用基準

許可対象

- (1)公園、緑地、広場等で将来的に安定的・日常的に利用できる空地に接しているもの。

許可基準

- (1)敷地が、公園、緑地、広場等の空地（原則として公共空地とする）に2m以上接していること。
- (2)敷地内には建築物の1以上の出入り口から空地に通ずる、幅員が75cm以上の通路が確保されており、さらに、空地に面して出入り口が設けられていること。
- (3)空地に面する出入り口から空地を経由して道路まで支障なく通行できること。
- (4)建築物の用途は、原則として1戸建ての住宅等とする。ただし、建替等の場合は従前と同一用途とする。
- (5)前面道路幅員容積率の算定については、空地を経由して達することができる道路の幅員による。
- (6)敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われること。
- (7)空地の所有者又は管理者と通行上の使用等についての同意書が添付されてい

ること。ただし、公的機関が所有又は管理する空地については同意書に替えて協議書とする。

- (8)その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。

第2

省令第10条の2第1項第2号

その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接すること。

運用基準

許可対象

- (1)原則として、公的機関等が所有又は管理するものであって道路と同等の機能を有する道に接するもの。

許可基準

- (1)建築基準法及び山口県基準条例において「道路」とあるのを当該「農道その他これに類する公共の用に供する道」に読み替え、これらの規定に適合していること。
- (2)敷地内の雨水及び污水等の排水処理が適切に行われること。
- (3)新築の場合は、公共の用に供する道の所有者又は管理者の建築すること等の同意書が添付されていること。ただし、公的機関が所有又は管理する道については同意書に替えて協議書とする。
- (4)その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。

第3

省令第10条の2第1項第3号

その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路

であって、道路に通ずるものに有効に接すること。

運用基準

許可対象

- (1)敷地が、幅員1.8m以上4m未満の通路に接しているもの。

許可基準

- (1)敷地が、通路に2m以上接していること。
- (2)敷地境界線は、通路の中心線から水平距離2mの線とすること。
- (3)建築基準法及び山口県基準条例において「道路」とあるのを当該「通路」に読み替え、これらの規定に適合していること。
- (4)建築物の用途等は、原則として、法第6条第1項第1号に規定するもの以外とする。
- (5)敷地内の雨水及び污水等の排水処理が適切に行われていること。
- (6)新築の場合は、通路の所有者又は管理者の建築すること等の同意書が添付されていること。ただし、公的機関が所有又は管理する道については同意書に替えて協議書とする。
- (7)前面通路の後退及び通路として整備する旨の誓約書が添付されていること。
- (8)その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。

*詳細については、対象敷地が下関市以外の場合は県庁建築指導課 指導班 (TEL083-933-3835) 又は各土木建築事務所 建築住宅課に、対象敷地が下関市の場合は下関市建築指導課 (TEL0832-31-1111) にお問い合わせ下さい。

士業ネットワーク一斉共同相談会報告 (第2回目)

山口県行政書士会(事務局)

Network News

一斉共同相談会開催のご案内

お問い合わせ
ありとあらゆる“困った”に
法律関連の専門者が
共同してお答えします。

主催 山口法律関連士業ネットワーク

日時 11月11日(木)午前10時～午後1時

会場 シーモール専門店街4階 シーモールホール
下関市竹崎町4丁目4-8

電話予約 10月18日～11月5日 午前10時～午後4時
午前・午後3時まで会場でも受け付

山口法律関連士業ネットワーク事務局(行政書士会)
または各加盟団体

会員登録	会員登録	会員登録
公認会計士協会	Honda TEL:0800-111-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-44-0000
税理士会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000
社会保険労働士会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000
税理士会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000
土木技術士会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000
不動産鑑定士協会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000
税理士会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000
行政書士会	TEL:080-44-0000 FAX:080-44-0000	TEL:080-34-2000

報告文

下関市の場合いろいろな団体が相談会を行っており、また当日は税理士会、郵便局が相談会をシーモールの中で実施していた等から相談者が少なかつた。今後場所の選定、PRの方策等検討する必要がある。

山口法律関連士業ネットワーク「第2回一斉共同相談会」開催結果
(平成11年11月11日 於:「シーモール下関」4階シーモールホール)

総相談件数22件

団体名	項目 相談員 延人数	受付相談者数(延人数)			無料相談を知ったのは何ですか							主な相談内容
		男	女	計	チラシ	広報誌	チラシ チラシ	かく	新聞	その他		
日本公認会計士協会中国会山口県部会	3	(0) 0	(0) 0	(0) 0								
山口県司法書士会	4	(1) 2	(1) 2	(2) 4				2	1	1		相続登記手続き。賃金回収のための訴訟提起。遺言書作成・生前贈与、相続人の範囲
山口県社会保険労務士会	3	(0) 1	(0) 2	(0) 3				3				介護福祉士の資格。解雇問題。開拓・開拓の加入手続き漏れ
中国税理士会山口県支那連合会	2	(1) 2	(0) 0	(1) 2				1		1		相続税の基礎控除等 収用事業に伴う税金等
山口県土地家屋調査士会	2	(0) 2	(0) 0	(0) 2	1					1		通行地段権 境界紛争
山口県不動産鑑定士協会	5	(0) 0	(0) 0	(0) 0								交渉事例の示談。信託会社と保証人間の和解契約。遺留分減殺請求(2)、離婚による財産分割等、賃金回収のための訴訟提起。サラ金による破産、自己破産申立。離婚調停中の慰謝料、会社倒産、通行地権、境界紛争、相続、併合の支払条件変更、境界合意書の作成
山口県行政書士会	7	(0) 9	(2) 6	(7) 15	4	1	-2	3	2	1	2	
山口県行政書士会	5	(0) 1	(0) 0	(0) 1	1							中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項の規定「計画の認定」の申請
計	39	17 17	13 10	27 27	6	1	-2	6	6	4	2	

注1 () は午前中の相談者数 1 以外は一日の相談者数

注2 1 相談で複数の上業の相談はそれぞれに計上

法務局から会員への周知事項

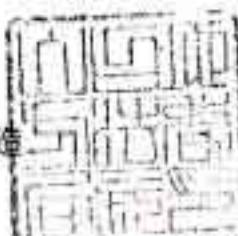


総 底 第 4 5 2 号

平成11年11月25日

山口県土地家屋調査士会長 殿

山口地方法務局長 尼崎 健造



山口地方法務局宇部支局における共同担保目録のコンピュータ化について（依頼）
当局宇部支局におきましては、お陰様を持ちまして、同支局管轄区域の土地及び建物について、本年11月15日（月）からコンピュータによる処理を行っているところですが、このたび、共同担保目録につきましても下記日程によりコンピュータ化することとなりました。

つきましては、貴会会員にこの旨周知していただき、御理解と御協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 共同担保目録ブックレス指定日 | 平成12年2月10日（木） |
| 2 同目録ブックレスシステム処理開始日 | 平成12年2月14日（月） |

宇部支局における共同担保目録コンピュータ化に伴うお願い

1 登記申請（嘱託）についてのお願い

コンピュータ化に当たり、共同担保に関する登記は、指定日前日までに処理を完了する必要があるため、2月7日㈪から2月9日㈬までの間は、共同担保に関する登記申請書の提出について、急を要しないものは、できるだけ避けていただくようお願いします。

（例）抵当権・根抵当権の設定されている土地の分筆登記

共同担保（抵当）となっている抵当権・根抵当権の抹消登記

2 共同担保目録付きの登記事項証明書の発行について

2月10日㈭は、事実上、共同担保目録付きの登記事項証明書は発行できません。

3 コンピュータ処理開始日以降における共同担保目録の取扱いについて

2月14日㈪からは、共同担保目録の閲覧は廃止され、今までの閲覧に代えて登記事項証明書（共同担保目録付）をご請求いただくことになります。

なお、改製前（従前）の共同担保目録については、閉鎖登記簿と併せて閲覧することができます。

山口地方法務局

連合会地籍学研修報告書

山口県土地家屋調査士会 業務担当副会長

山根 勇

地積測量図の中で、一筆地の位置の特定に公共基準点を含めた既知の測量成果を有効に活用していくことが、今求められております。連合会でも基準点測量講座を3年にわたり実施されてきました。山口会においても平成10年度の研修を行ってきた所でもあります。未だこの技術的手法に十分な理解をいただいているのが実情であろうと思います。

今回連合会が、国民が求める不動産に関する情報と調査士が「土地」のもつ固有情報である「地籍」について、国民に提供できる情報サービスは何であるかを探求するために本講座を開催されたものであります。おりしも「国土調査に関する懇談会」が平成11年8月国土庁より公開されており、これに関する行政の立場からのかかわり方、土地家屋調査士としての社会的な役割について研修を受けてまいりました。

木上会長のご挨拶の中で、規制緩和3か年計画の中で、16項目について来月中に結論がでること、今資格制度が問われる中、土地家屋調査士の独自性を打ち出し、研鑽を積み上げることが最も大切なこと、というお話をあった。

1 土地家屋調査士業務と基準点

法務省民事局第三課 古畠祐佐官

- ① 土地家屋調査士制度の規制改革委員会の論点公開についての説明をされ、法務省としての見解を述べられた。平成11年7月の公開コメント通りの説明であった。
- ② 地図整備については登記所GISは国会で未だ審議入りしていない、先の国会

で継続審議となった旨説明を受けた。

- ③ 法務局の17条地図数値データ公開について今しばらく待ってほしい。

2 測地成果2000について

建設省国土地理院測地部測地技術調査官 松村 正一氏

おおむね次のような説明を受け平成9年本部研修内容とはほぼ同様であった。

- ① 測地成果2000の提供と同時に国土地理院が開発した変換プログラムをホームページからダウンロードするような形式で提供を考えている。これによって自治体の公共測量成果を測地成果2000に変換可能との説明を受けた。
- ② 測地成果2000の導入はGISの普及にとって土地、ライフラインのデジタル表示が必要であることからかかせない。

3 地籍調査の推進について

国土庁土地局国土調査係 企画係長 秦 優也氏(民事局第三課係長より出向)

平成2年～平成11年第4次国土調査事業十か年計画が調査対象面積の43%完了にすぎず、立会を求めるのに多くの時間を要し、特に緊急性の高い市街地についての困難性をあげられた。

このため促進方策を導入し、着実に調査を推進する必要がある。

- ① 一筆地調査における立会手続きの弾力化

地籍調査実施中の市町村のアンケート結果によると、一度目の立会要請に応じても

らえる割合は全国平均で15%、これらの立会実施が完了する迄に1~2年の期間を要するとしている市町村が最も多い。

一筆地調査の外注化に関するアンケート調査結果 (平成10年1月実施)

① 市町村数別地籍調査実施状況

都道府県全体の市町村数	3,255市町村
地籍調査完了市町村数	934市町村
地籍調査実施中市町村数	1,992市町村
地籍調査未着手市町村数	1,329市町村
未着手市町村数	878市町村

② 実施中市町村(1,992市町村)に対する外注化に対する要望について

- ① 民間業者等へ一筆地調査を外注することに対する考え方について

地籍調査実施中市町村(1,992市町村)のうち、一筆地調査を民間事業者等へ外注することに対する考え方については、以下のとおりである。

- ① 全て市町村職員が行うべきである 177市町村
 - ② 市町村内一定の範囲のもと、民間業者等へ外注すべきである 720市町村
 - ③ 全て民間事業者等へ外注すべきである 95市町村
- 一筆地調査の全部又は一部の業務を外注化すべきと回答した市町村は、82%にのぼっている。

③ 外注化を反対する理由について

上記質問1で「全て市町村職員が行うべきである」と回答した市町村(177市町村)の主な理由は、次のとおりである。

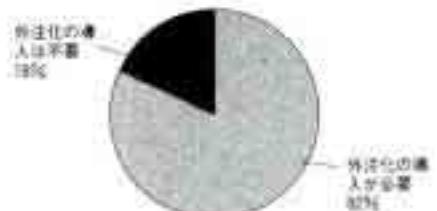
- ① トラブルの要因となる 106市町村
- ② 多大な経費を要する 36市町村
- ③ 市町村職員以外に任せるべきではない 50市町村

④ 外注先について

上記質問1で「民間事業者等へ外注すべきである」と回答した市町村について、一筆地調査の外注先としてふさわしいと考えられるものは、次のとおりである。

- ① 地籍業者 319市町村
- ② 土地家屋調査士 482市町村
- ③ 土地改良区 63市町村
- ④ 土地区画整理事業組合 31市町村
- ⑤ 森林組合 80市町村
- ⑥ その他の業種 22市町村

○外注化に対するアンケート調査



○外注先として適当と考えられる者



② 外部技術者の活用

一筆地調査は原則的に市町村職員が行ってきた従来型を改めスピードアップの為に土地家屋調査士の活用を求めることがアンケート結果からも、はっきりしている。

③ 市街地における地籍調査の推進調査の包括的外部委託を導入する。この対象団体として国土庁外郭団体全国国土調査協会公共嘱託登記土地家屋調査士協会をあげた。

④ 民間成果活用型地籍調査事業の導入

国家基準点への取付測量等の補足的作業に限定した効率的な手続きの導入を図るべき

以上のように今後の新たな地籍調査推進策の中で土地家屋調査士に期待をしていることを強調された。同時に我々にも実施団体である市町村に対し具体的な役割についてアピールする必要があることを付け加えられた。

地籍問題と土地家屋調査士の社会的役割

早稲田大学法学部 謙田 萬教授

将来の土地家屋調査士制度の展望として国土庁地籍調査の外部技術者の活用と同時に司法制度特別調査会が審議を行っている裁判外紛争処理制度について土地家屋調査士のはたす役割が非常に大きいことを強調された。

規制緩和3か年計画の結論が今年度中に出されます。組織としてこれから展望(地籍調査や裁判外等)をいかに切り開いていくか、今何をするべきか各単位会に課せられた大きな課題であります。我が中国ブロックにおいても、境界鑑定委員会を立ち上げておらず、山口会での立ち上げが急がれることも実感として感じたところです。

会員のつくる
ページ

趣味の人 鳥骨鶏（うこつけい）とともに

山田 勇先生

佐渡郡應地町大字八坂にお住まいの山田勇先生宅には、20羽ほどの鳥骨鶏が先生、奥様とともに暮らしております。

3年ほど前、境界確認の際の間伐者のなかに、94才の方がおられ、鳥骨鶏で健康だと聞いてから、鳥骨鶏に興味を持ち始めていたところ。純白な1つがいが、名古屋から約2万円でやって來たそうです。

山田家の鳥骨鶏は、野菜を主食とし、ミミズ・昆虫類も好物とし、生後7ヶ月あまりで卵を産み始め、17~18個産むと、1ヶ月程度休むそうです。20羽のうち、15羽が雌（もちろん雄もあります）とのことです。1日に1~2個の卵を産むとのことです。この卵を食べるようになってから、健康診断の際の、血液検査の検査値がすべて正常値になったそうです。

山田先生の、ご自身の調査士業はもとより、公団協会の副理事長としての精力的なご活躍の秘密の裏には、鳥骨鶏があつたようです。



うこつけい【鳥骨鶏】ニワトリの一品種。アジア東部の原産。全身純白で、頭頂に羽冠があり、羽毛細密して綿柔に似る。皮・肉・骨ともに暗茶色なので、この名がある。指印・育雛に巧妙。愛玩用。相鉄鶏。相羽鶏。



山田先生と鳥骨鶏

「アユ」残酷物語

岩国支部 中島順一

私の趣味は鮎釣りです。初夏 新緑の中若鮎を釣る 気分は爽快 一般的にはこんなイメージではないでしょうか、岩国漁協の漁期は6月1日から12月31日までです。鮎が多く捕れるのは大雨警報が出て水がどんどん増える時、鮎も危険を感じて浅瀬に集まります。又10月中旬から11月中旬、産卵のため浅瀬に集まります。その時釣るのです。鮎の釣り方は針をたくさん付け、川の中を引っ張り回します。鮎が居れば掛かります(雑魚も掛かります)。引っ張り回すのですからどこへ掛かるか分かりません、しつぽに掛かると墨れまわり(これを引きがよいと言います)頭に掛かると即死の状態で引っ張りません。鮎は一年魚で、秋生まれ、次の秋産卵して死にます。秋の夜、産卵のため浅瀬に集まり産卵する場所は毎年ほぼ同じ場所ですが、何時に集まるか分かりませんので深夜に行ったり、早朝行ったり、こまめに行かないといけません。産卵する時は錯乱状態になっているのでしょうか

う「ビシャ」「ビシャ」と重りを投げるので散りません、この様になると手網で取り込む暇はありませんから釣り落ちてもいいから引抜き、そして腰につけているかごに入れます。その内、かごが重たくなるのでクーラーボックスに移すのですが、水中で産卵が出来なかったのか、かごの中に白い液や卵がピッカリついています。又取り込む時、私の防寒着にこれが最後とばかり、白い液を吹きかけたりします。一定時間がたつとパツタリ釣れなくなります。一定時間がたつと又釣れます、日中は仕事があるので、これで釣りはやめます。土日が休みの時は、徹夜でやる事もあります。道具を納め家路につく時、いろいろな感情があり自然に川に向かって一礼して帰ります、この様な感じで鮎を捕りますが、妻は言います「鮎は子孫を残そうと浅瀬に集まって産卵をし、一生を終えるのに可哀想な事をする!」と。

ナムアミダヅツ、ナムアミダヅツ なお私は鮎は嫌いですので食べません。

Y.T.G会ゴルフコンペの結果

平成11年8月28日(土)

於 和木ゴルフ俱楽部

徳山支部幹事

磯村美樹

第15回のY.T.G会は岩国支部の松田邦利幹事のお世話で会長杯の取扱戦も兼ねて行われました。開催コースは岩国支部長浦井先生のメンバーゴースでもある和木ゴルフ俱楽部。フラットでゆったりとしていて、しかも戦略性があり、キャディーさん(ここではハウスレディというそうです)が皆若くて美人ときてるので自然と良い成績が出そうなコースです。

その結果成績は次のとおりです。

第15回大会の優勝はゴルフが3度の飯よ

り好きな防府支部の杉本先生。

会長杯カップの取扱戦は宇部支部の西村勲先生。

みんないい顔して写ってます。

Y.T.G会は、3月、8月、11月に行っていきます。

会員の皆さん、どんどん参加してストレスを発散して下さい。

次回は11月に防府、山口支部の担当で、湯田カントリーで行う予定です。

コンペ成績表 (ダブルベリア)

コンペ名: YTG会

開催日: 1999年8月28日(土)

開催場所: 和木ゴルフ俱楽部

隨しホール
OUT: ②④⑥⑨⑩⑪
I-N: ①③⑤⑦⑧⑫

順位	氏名	OUT	I-N	アロス	順打数	ハンドicap	ネット	点差
1.	杉本茂	* 08	51	99	72	28.8	70.2	優勝
2.	西村勲	41	* 42	83	58	12.0	71.0	2.2 B.G
3.	周山司	17	* 46	93	65	30.4	72.6	3.6 DC
4.	藤川豊	* 50	32	111	80	38.4	72.6	NP
5.	藤澤達	53	* 44	97	68	24.0	73.0	入賞 DC
6.	佐々木富士男	56	* 39	115	82	42.0	73.0	
7.	磯村美樹	* 37	47	84	57	10.8	73.2	入賞 DC
8.	中野伸道	47	* 40	87	59	13.2	73.8	
9.	朝倉栄一	* 43	54	99	69	25.2	73.8	
10.	若谷利洋	* 55	49	104	74	30.0	74.0	入賞
11.	藤原重貴	* 56	53	108	76	33.6	74.4	
12.	杉山泰志	32	* 49	101	69	25.2	75.8	
13.	桑川真介	* 56	49	107	74	31.2	75.8	
14.	阿田直樹	* 57	58	116	81	39.6	76.4	
15.	松田聰利	* 45	48	93	61	15.6	77.4	入賞
16.	佐原博	* 54	56	104	70	26.4	77.6	DC
17.	青木正助	* 42	59	121	81	43.2	77.8	
18.	湯田栄子	* 54	53	107	72	28.8	78.2	NP
19.	浦井義明	* 51	55	106	71	27.6	78.4	
20.	吉武正穂	54	* 58	112	76	33.6	78.4	入賞 NP
21.	高木健二	48	* 49	97	65	18.0	79.0	
22.	大田肇郎	* 42	63	125	86	45.6	79.4	
23.	坂本豊正	61	* 57	118	80	38.4	79.6	
24.	末富和季	54	* 50	101	68	24.0	80.0	
25.	藤井宏紀	57	* 51	108	71	27.6	80.4	入賞 NP
26.	中津清昌	* 48	49	97	63	15.6	81.4	
27.	鷹浦道子	* 65	55	120	80	38.4	81.4	
28.	末光店	57	* 58	125	84	43.2	81.8	
29.	大田造	68	* 57	125	83	42.0	83.0	B.B
30.	山根勇	54	* 51	105	66	21.6	83.4	

打點制限: 制限なし 甘C: 男 0 女 0 HC係数1.0
則ネット優先順位: [ハンドicap] → [年齢]

*印は1回目のラウンドを表します

**事務局
だより**

会員異動状況

1. 会員入会状況

氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
鶴見 純子 (S27.10.20)	H11.11.10	〒740-0018 岩国市麻里布町二丁目8-19	(0827) 21-2407	(0827) 21-2407
三浦 友紀 (S43.5.11)	H12.1.11	〒753-0031 山口市吉野三丁目3-2-102号	(083) 928-9020	(083) 928-9020

2. 会員脱会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
山口	山口	岡村 正一	11.9.30	退会
宇都	宇都	小田義一	11.10.3	死亡
岩国	岩国	岡本 錠	11.10.30	脱会
萩	長門	平川 駿夫	11.12.1	死亡
山口	山口	松田 富夫	11.12.31	死亡
下関	下関	植木 勝喜	12.1.10	死亡

3. 事務所住所変更

支部	氏名	変更年月日	変更事項	変更内容	TEL
岩国	沖嶋哲郎	H11.9.1	事務所	〒740-0022 岩国市山手町四丁目1番32号	
岩国	角田和芳	H11.9.25	事務所	〒742-2301 大島郡久置町大字久置8085番地1	(08207) 9-1015
岩国	好山 雅	H11.10.9	事務所	〒742-0007 柳井市東上手4番35号(住居表示)	
岩国	齋藤 光輝	H11.10.9	本籍	柳井市新市町番地(住居表示)	
		H11.10.9	住所	柳井市新山3番43号(住居表示)	
		H11.10.9	事務所	〒742-0008 柳井市新市北4番20号(住居表示)	
岩国	藤本 幸彦	H11.10.9	事務所	〒742-0009 柳井市新市4番21号(住居表示)	

4. TEL・FAX変更

支 部	氏 名	変更事項	変更前	変更後
山 口	森 井 伸一	TEL (事務所)	(083) 984-2428	(083) 984-3898
		TEL (住 所)	(083) 984-2428	(083) 984-5200
岩 国	植 野 聰 昭	FAX (事務所)	新 墓	(0827) 82-2133
山 口	野 村 幸 人	FAX (事務所)	(08390) 7-0521	(08395) 7-0523

訃 報



宇都支那 小 田 義 一 会員
大正10年1月22日生（享年78才）
昭和56年2月1日入会
平成11年10月3日逝去



東太郎 早 川 繁 夫 会員
昭和25年11月21日生（享年49才）
平成8年3月1日入会
平成11年12月1日逝去



山口支那 松 田 富 夫 会員
大正15年2月26日生（享年75才）
昭和26年6月23日入会
平成11年12月31日逝去



下関支那 楠 木 栄 省 会員
明治13年2月15日生（享年89才）
昭和29年2月1日入会
平成12年1月10日逝去

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

会務報告

年月日	会務	場所
11月4日(水)	会報編集会議	熊谷市郷土館
8月10日(水)	法司調三者協議会	会会会
8月17日(水)	公団協会との緊急合同協議会	会会会
8月20日(土)	公団協会 定時総会	会会会
8月21日(日)	研究会会議	会会会
8月24日(水)	会員指導協議会	会会会
8月29日(木)	同調共催開拓大会	会会会
8月30日(金)	会報編集会議	会会会
9月2日(木)	GPS設置に伴う現地調査	会会会
9月2日(木)	会員指導協議会	会会会
9月7日(火)	全法連大会	会会会
9月8日(水)	国土地理院によるGPS基準点(銀座)	会会会
9月9日本	中国プロック 定例会議	根岸
9月10日(木)	総務部会	山口
9月14日(月)	第4回 法律関連七業ネットワーク理事会	山口
9月17日(木)	業務部会	会会会
10月5日(火)	理事会	会会会
10月7日(木)	国土地理院 寺島・西野両氏伊達ウォータの件で来館	会会会
10月15日(金)	本部研修会	会会会
10月16日(土)	研究会会議	会会会
10月20日本	中国プロック広報担当者会議	有
10月20日本	中国プロック会長会議	有
10月21日(木)	非土地家屋調査士排除協議会	市
10月26日(火)	全国会長会議	都
10月29日(土)	土地家屋調査士制度制定50周年記念事業担当者会議	都
11月8日(月)	中間監査	会会会
11月8日(月)	会員指導協議会	会会会
11月8日(月)	正副会長部長会議	会会会
11月11日(木)	法律関連七業ネットワーク一齊共同相談会	市
11月11日(木)	鳥取会新会員竣工式・祝賀会	都
11月16日(火)	荒川和子会員 新入会員登録承認交付式	会会会
11月16日(火)	会員指導協議会	都
11月19日(金)	宅建協会創立40周年祝賀会	都
11月22日(月)	地籍問題研究講座	都
11月23日(火)	会報編集会議	都
11月25日(木)	西日本会長会議	市
11月26日(金)	第5回 法律関連七業ネットワーク理事会	会会会
12月2日(木)	会報編集会議	会会会
12月2日(木)	業務部会	会会会
12月6日(月)	公団協会との協議会	会会会
12月7日(火)	会員指導協議会	会会会
12月7日(火)	法司調三者協議会	法務局

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」 用紙の取扱いについて

標記用紙の取扱いについては、厳正な徹底方をお願いしておりますが、今般某会会員が、同用紙を紛失したり、駐車中の車の中から盗難されるという事態が発生いたしました。

同用紙が不正に使用されるということになりますと、資格者制度に対する国民の信用・信頼が失墜し、その結果として同用紙の特例取扱いが中止されるようなこととなり、我々が業務を遂行するうえにおいて重大な支障を来すことになります。

つきましては、この機会に、改めて、同用紙の取扱いが認められた趣旨を再認識いただき、同用紙の一層の管理徹底と、慎重な取扱いをしていただくべく、以下のように対応をお願いします。

1. 用紙の保持・管理は会員自らが行う。
2. 用紙を使用する場合は、その都度、用紙端りから1枚を切り離して使用する。
3. 未使用分には、一切調査士名の記載及び職印の押印をしない。
4. 万が一、盗難等の事故が発生した場合は、直ちに所轄警察署に届けるとともに、調査士会への報告を行う。

調査士試験合格者名

平成11年度土地家屋調査士試験合格者

氏名	生年月日	住所
永瀬勝博	昭和49年2月28日	徳山市大字徳山1005番地の7
中橋明弘	昭和30年3月17日	豊浦郡菊川町大字下岡枝583番地2
熊谷剛全	昭和38年10月17日	徳山市大字徳山1006-145
福田真也	昭和50年1月29日	豊浦郡豊浦町大字川棚7100番地の5
桑川慎二	昭和45年3月29日	徳山市毛利町三丁目37モウリマンション109
岩脇薦	昭和35年6月19日	山口市下小路2769番地の1
河近卓美	昭和26年3月10日	柳井市大字日積8479-1
前田浩史	昭和47年8月6日	佐渡郡徳地町大字堀759番地
石田浩三	昭和43年9月5日	防府市多々良一丁目2番30号シティーハイム多々良102-C

合格 おめでとうございます。

広報部からのお願い



50周年記念
タイムカプセルに
何をいれたら…

伊能ウォーク
写真はおまかせ！

**広報部
より**

皆様の投稿をお待ちしています!!

次号の特集企画として、伊能の50周年記念で
開催される「伊能ウォーク」の写真を募集してい
ます。伊能の歴史や、伊能の歩みを記念する写真を
お送りください。

発行 山口県土地家屋調査士会
山口市惣太夫町2番2号 〒753-0042
電話 (083) 922-5975
FAX (083) 925-8552
振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会
会長 乘川 良介
広報担当副会長 三好 一敏
広報部長 打越 充浩
副部長 坂本 敏子
理事 柴田 敏明
タ 三刀屋康之

印刷所 (株)マルニ

日本を再発見する旅

伊能ウォーク



伊能隊と歩こう!

1999年1月29日に東京をスタートした「伊能ウォーク」(平成の伊能忠熟 ニーボンを歩こう 21世紀への100万人ウォーク)は、丁寧をかけて町並み育成をしませんか、約4000市町村に足跡をします。

第1ステージは、2000年1月27日に大阪から熊取鳥居前橋間に向かってスタートし、2月25日に到着する予定です。

江戸時代には20歳から日本各地開拓作成の経験で伊能忠熟の手稿の跡碑に残れる数「伊能ウォーク」は、各種で外感の輪を広げ、参加者が増えています。

5000、10000人と参加するハイテク時代にあっても、

伊能ウォークは歩く文化へ繋がります

伊能忠熟は、お伊能の名前を手に、伊能忠熟の跡碑、跡石やアートとともに歩く。伊能エコツーリズムの開拓地歩道コースが多く、伊能マニアは、伊能忠熟の日記多く、大河ドラマ「伊能忠熟」は日々多く



伊能ウォーク実行委員会
〒107-0052 東京都港区赤坂九丁目9番1号
TEL: 03-3585-2131
FAX: 03-3585-2394

●会場: 1月29日午前9時頃、伊能忠熟誕生地、駿府城跡

●会場: 1月29日午後3時頃、伊能忠熟の死没地、伊能忠熟の死没地

●伊能スタート地 / 伊能エリア等の訪問地の問い合わせ、お申込みは

伊能ウォーク事務局、伊能ウォーク実行委員会

TEL: 03-3585-2131

FAX: 03-3585-2394

またお申込みは伊能ウォーク実行委員会

●伊能ウォーク第一回「大河ウォーク」の参考図

●伊能ウォーク第一回「大河ウォーク」の参考図

●伊能ウォーク第一回「大河ウォーク」の参考図

●会場: 会場で受け付けています。伊能ウォーク第一回は

2月25日、会場で受け付けています。伊能ウォーク第一回は

2月25日、会場で受け付けています。伊能ウォーク第一回は

2月25日、会場で受け付けています。伊能ウォーク第一回は